

Disclosure

ディスクロージャー

2016

J A 高岡の現況



チューリップ（品種名 プレスト）

「八重フリンジ咲きシリーズ」で変わり咲きの最新品種の一つ

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A 高岡は、情報開示を通じて経営の透明性を高め、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、平成27年度の事業内容に関するディスクロージャー誌「2016 J A 高岡の現況」を発行いたしました。

本誌は、主な業務の内容や組合の組織概要、経営の内容などについて、より多くの方にご理解いただけるように編集しております。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

J A 高岡は、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、地域に根ざした J A として、地域農業の振興はもとより、地域の人々が期待する安心・安全な食や、やすらぎの提供を通じ、皆さまに信頼され、選ばれる J A となるよう努めてまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年6月 高岡市農業協同組合

※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※記載した金額は、表示単位金額未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

プロフィール

● 設 立	昭和39年 5 月 1 日
● 本 店 所 在 地	富山県高岡市 あわら町 1 番 1 号
● 出 資 金	26億円
● 総 資 産	1,826億円
● 貯 金 残 高	1,681億円
● 貸 出 金 残 高	257億円
● 長期共済保有高	4,461億円
● 役 員 数	33人
● 職 員 数	408人
● 単体自己資本比率	16.09%

ホームページ

当JAに関する情報はインターネットのホームページでもご紹介しています。



<http://www.ja-takaoka.or.jp/>

総 合 目 次

JA高岡の概況

店舗等の一覧	1
ごあいさつ	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（平成27年度）	5
事業活動のトピックス	7
農業振興活動と地域貢献情報	9
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	20
組合員・役員・機構図等	21

主な業務の内容

事業のご案内	23
--------	----

経営資料編

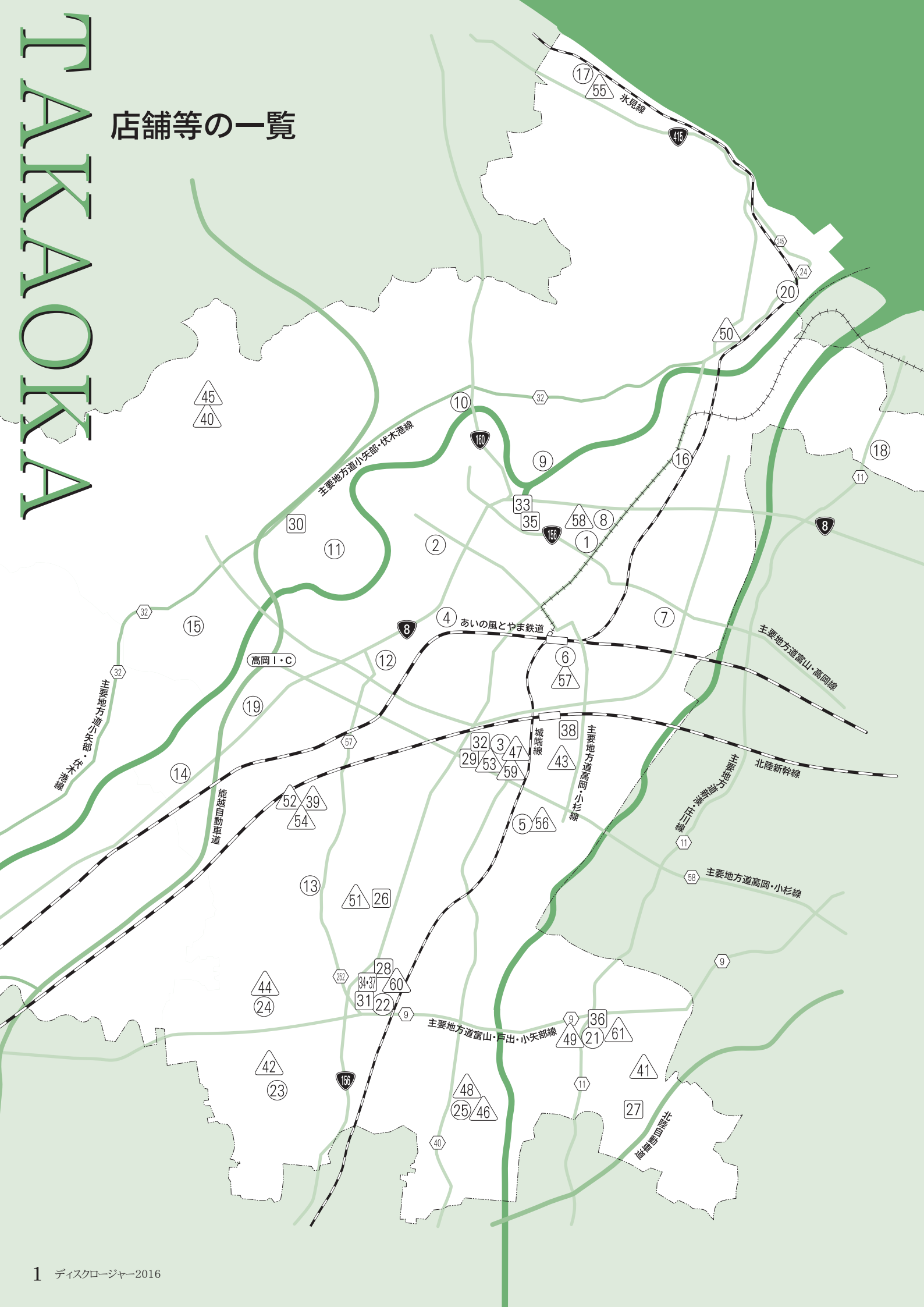
I 決算の状況	30
II 損益の状況	44
III 事業の概況	
1. 信用事業	46
2. 共済事業	53
3. 経済事業	54
4. 指導事業	54
5. 福祉・介護保険事業	54
IV 経営諸指標	55
V 自己資本の充実の状況	56
VI 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	65

法定開示項目掲載ページ一覧	66
---------------	----

店舗等のご案内	67
---------	----

TAKAOKA

店舗等の一覧





■ 本店

本 店	①	本 店
支 店	②	西 部 支 店
	③	佐 野 支 店
	④	高 岡 病 院 支 店
	⑤	二 塚 支 店
	⑥	東 部 支 店
	⑦	野 村 支 店
	⑧	北 部 支 店
	⑨	二 上 支 店
	⑩	守 山 支 店
	⑪	国 吉 支 店
	⑫	福 田 支 店
	⑬	小 勢 支 店
	⑭	立 野 支 店
	⑮	石 堤 支 店
	⑯	能 町 支 店
	⑰	太 田 支 店
	⑱	牧 野 支 店
	⑲	東 五 位 支 店
	⑳	伏 木 支 店
	㉑	中 田 支 店
	㉒	戸 出 支 店
	㉓	是 戸 支 店
	㉔	醍 醐 支 店
	㉕	北 般 若 支 店

事業所	㉖	営 農 セ ン タ ー
	㉗	中田農業振興センター
	㉘	農 機 セ ン タ ー
	㉙	資 材 セ ン タ ー 佐 野
	㉚	資 材 セ ン タ ー 国 吉
	㉛	資 材 セ ン タ ー 戸 出
	㉜	生 活 セ ン タ ー
	㉝	自 動 車 セ ン タ ー
	㉞	燃 料 セ ン タ ー
	㉟	四 屋 給 油 所
施 設	㊱	カーポート中田
	㊲	戸 出 給 油 所
	㊳	福祉事業センター(もえぎの里)
	㊴	南条カントリーエレベーター
	㊵	国吉カントリーエレベーター
	㊶	中田カントリーエレベーター
	㊷	戸出カントリーエレベーター
	㊸	二塚粉一時貯留施設
	㊹	醍醐菜種乾燥調製施設
	㊺	堆 肥 セ ン タ ー
子会社	㊻	味噌・菜種加工施設
	㊼	あぐりっち佐野店
	㊽	あぐりっち戸出店
	㊾	あぐりっち中田店
	㊿	あぐりっち矢田店
	㋀	あぐりっちアグリピア店
	㋁	南条育苗センター
	㋂	野菜集荷場
	㋃	南条穀物乾燥調製施設
	㋄	太田甘藷貯蔵庫
子会社	㋅	二塚女性センター
	㋆	東部女性センター
	㋇	㈱JA高岡キャリイライン 本 店
	㋈	㈱JA高岡キャリイライン 佐野営業所
	㋉	㈱JA高岡キャリイライン 戸出営業所
	㋊	㈱JAアグリサポート高岡 本 店
	㋋	㈱JAアグリサポート高岡 中田事業所
	㋌	
	㋍	
	㋎	

ごあいさつ



高岡市農業協同組合

代表理事組合長

萩原 清

平素より、私どもＪＡ高岡をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当ＪＡの業務内容などを皆様にご報告するため、本誌「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。この冊子をとおして、当ＪＡに対するご理解を深めていただければ幸いと存じます。

今年度は、第９次３カ年計画、第７次地域農業振興計画の最終年として、役職員が力を合わせて目標達成に向けて鋭意努力してまいりました。事業の実績につきましては、長期共済新契約推進ポイント、年金新契約推進ポイント、販売品取扱高では計画を達成することができましたが、貯金残高、貸出金残高、購買品供給高では計画を達成することができませんでした。当期剰余金については、１億９千６百万円と計画を大幅に上回る結果となり、環境が大変厳しい中で、このような実績を残せましたことは、組合員・利用者の皆様方のご支援・ご協力のお陰であり、改めて感謝申し上げます。

さて、農業情勢は昨年１０月にＴＰＰ交渉が大筋合意となり、政府は今秋までにＴＰＰ関連対策をまとめるとしているため、ＪＡグループでは、農業者が将来に展望が持てるような対策になるよう、要請活動を行っていきます。

一方、国内においては、農協改革として本年４月１日より改正農協法が施行され、理事構成の見直しなどを行うとともに、的確な事業活動により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や組合員への利用高配当に充てるよう規定されました。

このような中、平成２８年度は農業用倉庫を整備するため南条カントリーエレベーターに隣接した用地の取得や戸出カントリーエレベーターの色彩選別機の更新などを行います。併せて、生産コストの低減化、マーケットインに基づく生産・販売に取り組めます。

また、福祉事業センターを拠点とした福祉・介護事業や生活・文化活動による地域貢献に努めるとともに、青年・女性層の組合員加入促進や准組合員のための広報誌発行による組織基盤の強化、コンプライアンスの徹底による業務の健全性の確保に努めてまいります。

このことを踏まえ、当ＪＡでは「第１０次３カ年計画」、「第８次地域農業振興計画」の初年度として「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、一層の組織事業基盤の強化と更なる経営の健全化に取り組み、組合員・利用者のもとより、地域の皆様から第一に選ばれるＪＡになることを目指すものであります。

何卒、組合員・利用者には、従前に倍するご愛顧をお願いするものであります。

経営方針

J A高岡では、本年度は、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、組合員、利用者はもとより地域の皆様からも第一に選ばれるJ Aを目指して策定した「第10次3カ年計画」および「第8次地域農業振興計画」の目指す目標とそれに基づく重点実施事項について着実な実践を図ります。

具体的には、各地域の「人・農地プラン」を積み上げ、関係機関と連携しながらJ Aの総合事業の強みを生かした事業提案により担い手経営体のニーズに応えるとともに、担い手以外の農家を高岡農業の「多様な担い手」として位置付け、直売事業の利用促進や農用地等の水田機能維持の取り組みの啓蒙や生産・販売方式の転換や生産コスト低減に取り組みます。また、J A高岡福祉事業センター「もえぎの里」を拠点として、組合員や地域住民の健康づくり・生きがいの支援を行います。

さらには、次世代への農業者の力の結集に向けた一戸複数正組合員の着実な増加や農業や地域経済を共に支えるパートナーである准組合員の加入を促進するとともに、改正農業協同組合法への対応やコンプライアンス態勢の強化、農業関連施設等の整備を図ります。

以上の方針のもとに、次に掲げる理念と目標を設定して運営にあたるものとします。

J A高岡の基本理念・・・信頼・改革・貢献
役職員の行動理念・・・くらしにおてつだい

●○●○●○●○●○● **めざす目標** ●○●○●○●○●○●

- (1) 持続可能な農業の実現
- (2) 豊かで暮らしやすい地域社会の実現
- (3) 協同組合としての役割発揮

経営管理体制

◆ 経営執行体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事2名の登用や青年部並びに女性部代表者に参与の委嘱を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（平成27年度）

◆ 財務・損益

収支面では、事業総利益が29億1千8百万円（計画対比102.9%、前年対比98.5%）と計画額を上回る増益となったことに加え、事業管理費が26億6千7百万円（計画対比97.5%、前年対比98.5%）に留まったことから、事業利益は2億5千万円（計画対比248.8%、前年対比98.7%）となり、最終的に当期剰余金は1億9千6百万円（当初計画1億1千4百万円／前年度実績2億6千2百万円）となりました。

財務面では、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んでいるところであり、本年度末の自己資本比率は16.09%（前年度末17.66%）となり、また、金融再生法に基づく不良債権比率は0.70%（前年度末0.65%）となりました。

剰余金の処分にあたりましては、定款の規定に基づき利益準備金などの内部留保に充てさせていただき、出資配当を年1.0%の割合でご提案させていただくとともに、組合員の皆様のJA事業のご利用に応じて、事業分量配当をご提案させていただくものであります。

◆ 信用事業

（1）貯金

貯金残高は、年度末で1,681億8千2百万円（計画対比99.8%、前年対比101.6%）となりました。本年度は、計画未達となりましたが、夏・冬のキャンペーンに積極的に取り組んだことから、年間の貯金残高増加額は26億6千6百万円となり、この3カ年では一番の伸びとなりました。

（2）貸出金

貸出金残高は、年度末で257億8千5百万円（計画対比94.1%、前年対比89.9%）となりました。本年度は、消費税増税の影響もあり、住宅ローンやマイカーローンの取り扱いが伸びず計画未達となりました。また、農業振興課の経営支援係と支店職員の連携による農業資金への対応やくらしの資金需要の相談窓口として、住宅ローンセンターをはじめ、支店において住宅ローン相談会を開催いたしました。

（3）資金運用

安全・安定的な運用を第一として、農林中金預金を中心とした運用を行いました。

◆ 共済事業

共済事業の新契約ポイントは、長期共済新契約推進ポイントは5,405千ポイント（計画対比101.1%、前年対比100.5%）となりました。本年度は保障型生命共済の伸び悩みはあったものの、貯蓄型共済の伸長や医療共済、がん共済、介護共済などの第三分野共済の取り扱いにより新契約推進ポイントでは目標を上回りましたが、個人保障の見直しによる契約解除や満期等により、長期共済保有高は4,461億7千3百万円（計画対比100.6%、前年対比97.2%）と前年に引き続き、減少しました。また、お客様の契約フォローとして3Q訪問活動に取り組みました。

◆ 購買事業

購買品供給高は、30億 6 千 1 百万円（計画対比90.4%、前年対比89.4%）となりました。生産資材では、肥料・農薬で早期仕入れや予約注文の拡大等に取り組み、生活資材では「越中高岡万葉米」の定期購入者の拡大に取り組みました。農業機械では実演会や展示会を開催し早期予約に取り組むとともに、農林中央金庫などの助成制度の提案を行いました。自動車は春・秋の展示会を開催し販売拡大に努め、燃料は「お客様感謝デー」の実施や農耕用石油類の予約注文に取り組みました。

◆ 販売事業

販売品取扱高は、30億 4 千 9 百万円（計画対比109.7%、前年対比103.8%）となりました。野菜は春先の低温による軟弱野菜の生産量減少により前年を下回りましたが、米穀で当年産米の販売単価の上昇と粳摺りの増加によりまして、取扱高全体で大きく増加しました。

◆ 利用事業

生産利用施設においては、育苗で環境への配慮として温湯種子消毒施設を活用した苗の供給や残留農薬対策を実施しました。カントリーエレベーターでは、荷受待ち時間の短縮と買入業務の迅速化に努めるとともに、サイロ冷却装置を設置し良品質米の生産に取り組みました。また、稼働率については、77.3%（荷受重量は8,451トン）となり、目標としておりました80%を下回りました。

◆ 福祉・介護保険事業

平成27年 4 月に介護報酬改定が行われるなか、もえぎの里を組合員・地域住民との交流拠点とし、支店や各組織との協力及び連携体制の構築に取り組むなど、組合員や地域住民の暮らしを支える介護保険事業に取り組んでいましたが、取扱額（介護報酬等）は 2 億 3 千 7 百万円（計画対比98.3%、前年対比95.0%）と計画を達成することができませんでした。

事業活動のトピックス

◆ 「スポーツ育成パートナーシップ事業」 サンダーバーズ農園で田植え

富山サンダーバーズとJA高岡が農作業体験を通じて地域貢献に取り組む「サンダーバーズ農園」で田植えを行いました。

二塚小学校5年生22人は、選手と笑顔で交流しながら約1時間で終わりました。



(平成27年 5月12日)

◆ 夏休み子ども村

高岡市内の子ども達に自然と親しみながら夏休みの楽しい思い出を作るイベント「夏休み子ども村」を二上まなび交流館で開催しました。



(平成27年 8月12・13日)

◆ お盆切花大特売市の開催

高岡テクノドームと二上地区に特設会場を設け、3日間にわたり「お盆切花大特売市」を開催し、大勢の来場者で賑わいました。



(平成27年 8月12～14日)

◆ 「米ニュケーション田」の交流会

戸出東部小学校で、体験農園「米ニュケーション田」の交流会を開催しました。青年部員や女性部員から指導を受けながら、5年生の児童と保護者らで20Mの巻き寿司をみごとに完成させました。



(平成27年11月7日)

◆ 「2015たかおか食彩フェア」の開催

「2015たかおか食彩フェア」を高岡テクノドームにおいて開催しました。雨が降り足元の悪い中でしたが、1万3,000人のお客様にご来場いただきました。



(平成27年11月15日)

◆ 協同大学 若手農業者の集い

時代を担う若手農業者と営農指導員が共に学び交流を深めることで、今後の農業生産の維持拡大を図ることを目的に開催しました。ITを活用したスマート農業や販売戦略のポイントなどについて学びました。



(平成28年2月19日)

◆ 平成27年度における事業の経過

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成27年 | 3月 | 青年部・女性部・フレッシュミセス総会
高岡市農協野菜出荷組合総会
JA高岡農業者大会 |
| | 4月 | 高岡といで菜の花フェスティバル |
| | 5月 | 第52回通常総代会 |
| | 6月 | JA高岡地場農産物直売事業生産者大会 |
| | 7月 | 家の光愛読者のつどい
JA高岡冠試合 富山サンダーバーズ公式戦
営農座談会 |
| | 8月 | 夏休み子ども村
お盆切花大特売市 |
| | 9月 | 朝ごはん食べよう運動 |
| | 10月 | 西部支店新築オープン |
| | 11月 | 組合員と語る夕べ
たかおか食彩フェア |
| | 12月 | 直売所年末感謝祭 |
| 平成28年 | 1月 | JA高岡青年大会 |
| | 2月 | 組合員座談会 |



西部支店新築オープン (平成27年10月5日)

農業振興活動と地域貢献情報

◆ 協同組合の特性

当J Aは、高岡市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当J Aでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当J Aは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◆ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底
- ・学校給食への地場野菜の安定供給

◆ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の安定生産と安全志向への対応
- ・J A農産物直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催
- ・集落営農組織等の育成と経営指導による体質強化
- ・学校農園を通じての農業体験

◆ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、168,182百万円（うち定期積金の残高は6,996百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)		
組 合 員 等		135,855
そ の 他		32,326
合 計		168,182

◆ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、25,785百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組 合 員 等	17,088
地 方 公 共 団 体	5,663
金 融 機 関	2,427
そ の 他	607
合 計	25,785

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◆ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消を基本とした消費者・次世代との交流
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 協同大学の開講、子ども農業体験教室の開催、夏休み子ども村の開催
- 健康管理活動（日帰りドック）の促進
- 高齢者福祉活動への取り組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 税務相談会の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会
- 都市部会連絡協議会

(3) 情報提供活動

- 広報誌「t-j a n」の発行
- JAコミュニティー誌の発行
- 総代会のご報告の発行
- ディスクロージャー誌の発行



協同大学（高岡JA会館）

◆ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

○農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施や、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組むことにより担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

○農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを31人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

○融資部門と営農経済部門とが連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどの取り組みを行っています。

(4) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

○農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取り組み、また、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するため、農林中金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

(5) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

○富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びA L M委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又

は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◆ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◆ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融共済部（電話：0766-26-7417（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

・共済事業

共済課（電話：0766-26-7425（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

・共済事業

(株)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当J Aは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◆ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

JAバンク利用者保護等管理方針

高岡市農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◆ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的な方針について

高岡市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

- 第1条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できるだけ柔軟に対応するよう努めます。
- 第2条 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
- 第3条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みがあった場合には、お客様の状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、真摯かつ丁寧に対応いたします。また、お断りさせていただく場合には、その

理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

第4条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みに対する問い合わせ、ご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

第5条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込について、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

第6条 当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

1. コンプライアンス委員会の設置

組合長以下、常勤理事、部長を構成員とし、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

2. 金融円滑化管理担当者の設置

信用事業担当理事を金融円滑化管理責任者とし、また各支店に金融円滑化管理担当者を配置し、本支店が連携して金融円滑化に取り組んでまいります。

3. 金融円滑化管理責任部署の設置

本店融資運用課を金融円滑化管理責任部署とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け組合全体の対応状況について把握し、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

4. 苦情・相談窓口の設置

本店融資運用課および各支店にお客様からの円滑化にかかる「苦情・相談窓口」を設置します。

第7条 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な

人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 苦情受付窓口

当J Aでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当J Aの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当J Aは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務企画部総務課

電話番号／0766-26-7411

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）

午前 8 時30分～午後 5 時

◆ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

（単位：人、日）

監 査 期 間	監 査 内 容 等	監 査 従 事 人 数		
		監 事	職 員	計
〔監事監査〕				
H27.3/16～3/27	平成26年度決算監査（全部門）	42		42
H27.9/29～10/7	平成27年度上半期末監査（全部門）	41		41
〔内部監査〕				
H27.5/12～H28.2/19	平成27年度内部監査（通告）（全部門）		128	128
H27.4/9	平成27年度内部監査（無通告）		2	2
H27.12/17	米穀共同計算内部監査（平成26年産）		1	1
監 査 延 べ 人 数		83	131	214

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成28年2月末における自己資本比率は、16.09%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	高岡市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	2,656百万円（前年度2,627百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

組合員(組織)・役員・機構図等

1. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	26年度	27年度	増 減
正 組 合 員	7,340	7,361	21
個 人	7,315	7,325	10
法 人	25	36	11
准 組 合 員	9,250	9,166	△ 84
個 人	8,846	8,756	△ 90
そ の 他 の 団 体	404	410	6
合 計	16,590	16,527	△ 63

2. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数
総 代 連 絡 協 議 会	24名
生 産 組 合	277組織
年 金 友 の 会	9,174名
都 市 部 会 連 絡 協 議 会	416名
青 年 部	661名
女 性 部	1,265名
フ レ ッ シ ュ ミ セ ス	251名
J A 高 岡 営 農 組 織 協 議 会	47組織

組 織 名	構成員数
高 岡 市 農 協 野 菜 出 荷 組 合	133名
高 岡 市 野 菜 コ ン テ ナ 利 用 組 合	44名
J A 高 岡 地 場 農 産 物 直 売 運 営 委 員 会	801名
チ ュ ー リ ッ プ 球 根 組 合	14名
チ ュ ー リ ッ プ 切 花 生 産 者 部 会	9名
高 岡 市 集 団 酪 農 生 産 組 合	2名
戸 出 町 農 業 者 会 議	49名
中 田 受 託 者 協 議 会	30名

3. 役員一覧

(平成28年5月末現在)

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	萩 原 清
常 務 理 事	加須栄 徹 朗
常 務 理 事	大 井 一 博
理 事	本 間 和 司
理 事	竹 内 茂 樹
理 事	長 井 長 平
理 事	宮 本 秋 二
理 事	川 原 豊
理 事	上 坂 仁 正
理 事	梶 護
理 事	東 忠 明
理 事	山 崎 明 夫
理 事	高 田 元
理 事	高 田 吉 夫
理 事	尾 守 哲
理 事	吉 田 政 博
理 事	河 井 孝 雄

役 職 名	氏 名
理 事	米 田 久 枝
理 事	原 田 静 江
理 事	土 肥 豊 一
理 事	山 田 三 博
理 事	米 田 益 一
理 事	村 田 美 明
理 事	大 村 忠 正
理 事	山 崎 泰 邦
理 事	山 内 和 明
理 事	前 田 一 雄
代 表 監 事	寺 尾 孝 基
常 勤 監 事	竹 田 慎 一
監 事 (員外)	林 一 夫
監 事	井加田 信 昭
監 事	大 巻 憲 五
監 事	上 村 進

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

6. 地区一覧

高岡市全域

(平成28年4月1日現在)



事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1 円以上
貯 蓄 貯 金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1 円以上
当 座 貯 金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1 円以上
ス ー パ ー 定 期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1 円以上
大 口 定 期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1,000万円以上
期 日 指 定 貯 金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金（1万円以上）の一部引き出しもできます。	最長 3 年	1円以上 300万円未満
変 動 金 利 貯 金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1 年・2 年・3 年	1 円以上
据 置 定 期 貯 金	6ヶ月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長 5 年	1 円以上
普通貯金無利息型 (決 済 用)	利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1 円以上
定 期 積 金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 1 0 年以内	1 回1,000円以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金 お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3 年以上	1 円以上
	財 形 年 金 貯 金 退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受け取りできます。また、財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上
	財 形 住 宅 貯 金 マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用いただけます。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修や外装の工事などにご利用いただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫建設など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 なお、在学中の授業料の支払いなどにもご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚、旅行など生活に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返しご利用いただけます。 カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMでご利用いただけます。
農 業 設 備 資 金	各種農機具（中古農機含む）の購入、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウス等の資材購入・建設資金などにもご利用いただけます。
アグリエース資金	農業経営に必要な短期運転資金としてご利用いただけます。

※その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◆ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のATMでご利用いただけます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落とし、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (ク レ ジ ッ ト カ ー ド)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

※当JAのATMを利用して、簡単な操作で振込がご利用いただけます。

【主な手数料】

※ 各手数料（平成28年4月1日現在）には、消費税等（8%）が含まれています。また、個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合があります。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類			系統金融機関あて	他金融機関あて
送金手数料	普 通 扱 い	1件につき	648円	648円
振込手数料	文 書 扱 い	3万円未満1件につき	432円	432円
		3万円以上1件につき	648円	648円
	電 信 扱 い	3万円未満1件につき	540円	540円
		3万円以上1件につき	756円	756円
	A T M 扱 い	1万円未満1件につき	108円	216円
		1万円以上3万円未満1件につき	216円	270円
		3万円以上1件につき	324円	432円
	インターネット バンキング扱い	1万円未満1件につき	108円	216円
		1万円以上3万円未満1件につき	216円	270円
		3万円以上1件につき	324円	432円

※系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ 手形・小切手取立手数料等

種 類			手数料
代 金 取 立	普 通 扱 い	1 通につき	648円
	至 急 扱 い	1 通につき	864円
そ の 他	送金・振込の組戻料	1 通につき	648円
	取立手形の組戻料	1 通につき	648円
	不渡手形の返却料	1 通につき	648円
	取立手形店頭呈示料	1 通につき	648円 (ただし、648円を超える経費を要する場合は、その実費)

○ 手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
小 切 手 帳	1 冊50枚綴り 864円
約 束 手 形	1 冊50枚綴り 1,080円
自己宛小切手	1 枚 に つ き 540円

○ 保護預り口座兼振替決済口座管理手数料

種 類	手数料
保護預り口座兼振替決済口座管理手数料	無 料

○ 硬貨取扱手数料

手 数 料	両替金受入枚数
	300枚以上 1 回につき 216円

○ その他の手数料

種 類	手数料
貯 金 残 高 明 細 書	216円
取 引 履 歴 明 細 書	540円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行	540円
I C キャッシュカードの発行・更新	無 料
I C キャッシュカードの再発行	1,080円
J A カード（一体型）の発行・更新	無 料
J A カード（一体型）の再発行	540円
J A ネットバンク基本利用手数料	無 料

○ A T M利用手数料（1回当たり）

ご利用日	ご利用時間	JA県内ネット (出金・入金)	JA全国ネット (出金・入金)	J F マリンバンク (出 金)	三菱東京UFJ銀行 (出 金)	セブン銀行・イー ネットATM・ ローソンATM (出金・入金)	ゆうちょ銀行 (出金・入金)	他行ネット ※三菱東京UFJ 銀行除く (出 金)
平 日	8:00～8:45	無 料	無 料	無 料	108円	108円	108円	216円
	8:45～18:00				無 料	無 料	無 料	108円
	18:00～21:00				108円	108円	108円	216円
土 曜	8:00～9:00	無 料	無 料	無 料	108円	108円	108円	216円
	9:00～14:00					無 料		
	14:00～21:00					108円		
日曜・ 祝 日	8:00～21:00	無 料	無 料	無 料	108円	108円	108円	216円

※当JAのキャッシュカードにより、上記各ATMを利用した際の内容です。

※各ATMの営業時間により、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※日曜・祝日については、一部のATMでご利用いただけません。（詳しくは、店頭へお問い合わせください。）

共済事業

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終 身 共 済	一生涯にわたり万一のときに保障します。ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
医 療 共 済	病気やケガによる入院、手術を幅広く保障します。先進医療の保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。ご希望にあわせて保障期間や共済掛金払込期間等を選ぶことができます。
引受緩和型定期医療共済 【がんばるけあすまいる】	中高齢者向けの医療保障の仕組みです。他の共済に比べ、引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も充実しています。共済期間の満了まで健康で過ごされた方には旅行やレジャーの資金など、様々な用途に使える健康祝金も魅力です。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
介 護 共 済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こ だ も 共 済 【すてっぷ・にじ・えがお】	お子さまの教育資金の準備に適したプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。
定 期 生 命 共 済	万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による死亡や負傷を保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活上の賠償事故を保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済【むてき】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自 動 車 共 済 【クルマスター】	ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障、対人賠償・対物賠償の保障が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます） ^(注) に自賠責共済（保険）への加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない車の保障です。

^(注) トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

購買事業

組合員をはじめ地域の皆さまに、農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などの生産資材や農業機械、自動車、ガソリン・灯油等の販売も行なっています。

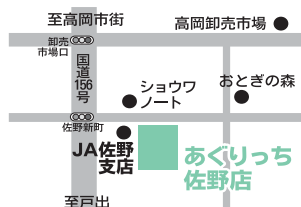
また、越中高岡万葉米をはじめとしたお米や食料品、日用雑貨等の販売も行っています。

地場農産物直売振興事業

地域の皆さまが丹精こめて育てた野菜・切花・果物などをJA高岡の5ヶ所の直売所で販売しています。直売所のほかに県内のスーパーへ高岡産農産物が届けられ販売されています。

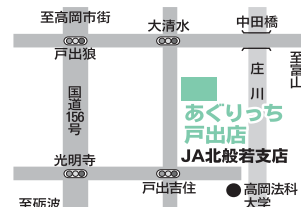
【主な農産物直売所一覧】

○あぐりっち佐野店



所在地 / 高岡市佐野1416（佐野支店横）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
8：30 ～ 16：00

○あぐりっち戸出店



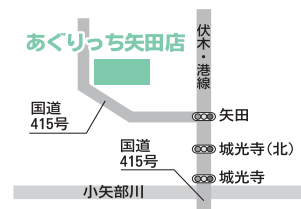
所在地 / 高岡市戸出吉住663（北般若支店前）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9：00 ～ 17：30

○あぐりっち中田店



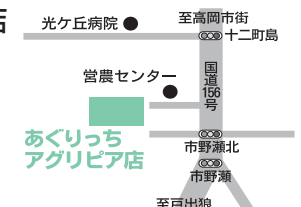
所在地 / 高岡市下麻生1271-2（中田支店前）
営業日・時間 / 5月～12月（1月～4月は休業）
9：00 ～ 12：00

○あぐりっち矢田店



所在地 / 高岡市伏木矢田4-26（旧矢田支店）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9：00 ～ 12：00

○あぐりっちアグリピア店



所在地 / 高岡市戸出市野瀬420
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9：00 ～ 16：30

福祉・介護保険事業

福祉事業センター「もえぎの里」で、訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、通所介護、認知症対応型通所介護事業を行なっています。介護相談には専門家が応じますので、安心してご利用いただけるよう努めています。

相談事業

組合員・利用者の皆さまを対象とした税務・年金などの相談業務を行なっています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施しています。

【系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）】

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◆「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◆「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◆ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	26 年 度	27 年 度	科 目	26 年 度	27 年 度
1. 信用事業資産	165,048,174	167,824,118	1. 信用事業負債	166,031,615	169,149,401
(1) 現金	505,535	560,946	(1) 貯金	165,515,799	168,182,339
(2) 預金	128,871,615	135,016,655	(2) 借入金	29,121	17,499
系統預金	128,826,279	134,988,013	(3) その他の信用事業負債	486,695	949,562
系統外預金	45,335	28,642	未払費用	111,964	121,030
(3) 有価証券	6,225,998	5,651,373	その他の負債	374,731	828,531
国債	766,311	579,593	2. 共済事業負債	775,858	769,615
金融債	4,322,146	3,316,097	(1) 共済借入金	34,457	28,221
社債	1,137,541	1,755,683	(2) 共済資金	422,077	440,016
(4) 貸出金	28,661,281	25,785,622	(3) 共済未払利息	466	355
(5) その他の信用事業資産	926,534	938,847	(4) 未経過共済付加収入	313,952	298,825
未収収益	117,169	112,282	(5) 共済未払費用	2,817	1,783
その他の資産	809,365	826,564	(6) その他の共済事業負債	2,088	413
(6) 貸倒引当金	△ 142,791	△ 129,327	3. 経済事業負債	348,013	340,075
2. 共済事業資産	34,952	28,773	(1) 経済事業未払金	332,325	281,156
(1) 共済貸付金	34,486	28,221	(2) 経済受託債務	12,155	55,865
(2) 共済未収利息	466	355	(3) その他の経済事業負債	3,532	3,053
(3) その他の共済事業資産	—	196	4. 雑負債	192,480	224,727
3. 経済事業資産	1,480,751	1,621,768	(1) 未払法人税等	57,000	43,000
(1) 受取手形	1,891	984	(2) リース負債	—	59,167
(2) 経済事業未収金	342,235	324,725	(3) 資産除去債務	26,402	26,535
(3) 経済受託債権	673,710	852,983	(4) その他の負債	109,078	96,024
(4) 棚卸資産	425,960	401,653	5. 諸引当金	1,082,996	984,786
購入品	418,731	392,189	(1) 賞与引当金	72,785	68,945
その他の棚卸資産	7,228	9,464	(2) 退職給付引当金	979,385	879,661
(5) その他の経済事業資産	46,570	50,931	(3) 役員退職慰労引当金	30,826	36,180
(6) 貸倒引当金	△ 9,616	△ 9,509	6. 再評価に係る繰延税金負債	706,775	679,937
4. 雑資産	240,270	430,618	負債の部合計	169,137,741	172,148,544
(1) 雑資産	240,342	430,678	1. 組合員資本	8,765,099	8,985,490
(2) 貸倒引当金	△ 71	△ 59	(1) 出資金	2,627,061	2,656,501
5. 固定資産	4,896,378	5,000,050	(2) 資本準備金	13,181	13,181
(1) 有形固定資産	4,881,044	4,982,593	(3) 利益剰余金	6,131,970	6,319,489
建物	4,200,746	4,351,273	利益準備金	2,674,064	2,734,064
機械装置	1,465,771	1,459,988	その他利益剰余金	3,457,905	3,585,425
土地	3,598,612	3,500,835	施設整備等目的積立金	424,725	554,725
リース資産	—	63,915	リスク管理目的積立金	1,245,000	1,245,000
建設仮勘定	374	660	特別積立金	1,395,928	1,395,928
その他の有形固定資産	1,014,463	997,673	当期末処分剰余金	392,252	389,771
減価償却累計額	△ 5,398,923	△ 5,391,753	(うち当期剰余金)	(262,027)	(196,450)
(2) 無形固定資産	15,333	17,457	(4) 処分未済持分	△ 7,114	△ 3,682
6. 外部出資	7,462,908	7,462,908	2. 評価・換算差額等	1,531,422	1,471,753
(1) 外部出資	7,462,908	7,462,908	(1) その他有価証券評価差額金	69,379	80,111
系統出資	7,259,893	7,259,893	(2) 土地再評価差額金	1,462,042	1,391,642
系統外出資	183,215	183,215			
子会社等出資	19,800	19,800			
7. 繰延税金資産	270,826	237,551	純資産の部合計	10,296,521	10,457,244
資産の部合計	179,434,262	182,605,788	負債及び純資産の部合計	179,434,262	182,605,788

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	26 年 度	27 年 度	科 目	26 年 度	27 年 度
1. 事業総利益	2,960,772	2,918,254	(9) 農業倉庫事業収益	54,279	49,363
(1) 信用事業収益	1,502,007	1,499,028	(10) 農業倉庫事業費用	29,140	28,409
資金運用収益	1,427,450	1,425,747	農業倉庫事業総利益	25,139	20,953
(うち預金利息)	(826,552)	(846,743)	(11) 加工・利用事業収益	291,483	277,066
(うち有価証券利息)	(45,753)	(41,738)	(12) 加工・利用事業費用	211,694	201,279
(うち貸出金利息)	(458,488)	(416,523)	加工・利用事業総利益	79,789	75,787
(うちその他受入利息)	(96,656)	(120,742)	(13) 宅地等供給事業収益	203	173
役務取引等収益	49,505	47,875	(14) 宅地等供給事業費用	1,316	1,350
その他事業直接収益	193	2,915	宅地等供給事業総利益	△ 1,113	△ 1,177
その他経常収益	24,858	22,490	(15) 福祉・介護保険事業収益	249,528	237,021
(2) 信用事業費用	250,301	272,207	(16) 福祉・介護保険事業費用	93,265	83,385
資金調達費用	110,253	114,948	福祉・介護保険事業総利益	156,262	153,636
(うち貯金利息)	(101,571)	(107,892)	(17) その他事業収益	143,125	151,779
(うち給付補填備金繰入)	(6,797)	(5,673)	(18) その他事業費用	109,652	111,963
(うち借入金利息)	(837)	(510)	その他事業総利益	33,473	39,816
(うちその他支払利息)	(1,047)	(872)	(19) 指導事業収入	14,638	10,579
役務取引等費用	14,796	15,535	(20) 指導事業支出	78,332	77,319
その他事業直接費用	99	—	指導事業収支差額	△ 63,693	△ 66,740
その他経常費用	125,152	141,722	2. 事業管理費	2,707,137	2,667,698
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 25,188)	(△ 13,424)	(1) 人件費	1,982,804	1,943,412
信用事業総利益	1,251,705	1,226,821	(2) 業務費	301,441	282,001
(3) 共済事業収益	789,340	794,808	(3) 諸税負担金	77,225	78,558
共済付加収入	749,463	735,958	(4) 施設費	336,214	354,247
共済貸付金利息	858	873	(5) その他事業管理費	9,451	9,478
その他の収益	39,017	57,976	事業利益	253,634	250,555
(4) 共済事業費用	27,973	30,298	3. 事業外収益	110,592	109,406
共済借入金利息	858	873	(1) 受取出資配当金	75,466	75,416
共済推進費	10,848	12,037	(2) 賃貸料	16,815	15,520
共済保全費	1,084	1,160	(3) 雑収入	18,310	18,469
その他の費用	15,182	16,226	4. 事業外費用	8,548	18,056
共済事業総利益	761,366	764,510	(1) 寄付金	1,876	1,875
(5) 購買事業収益	3,582,242	3,217,036	(2) 雑損失	6,672	16,181
購買品供給高	3,424,911	3,061,876	(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(—)
修理サービス料	97,641	98,276	(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 11)
その他の収益	59,689	56,884	経常利益	355,678	341,905
(6) 購買事業費用	3,017,540	2,664,184	5. 特別利益	16	562
購買品供給原価	2,827,334	2,478,173	(1) 固定資産処分益	16	—
購買品供給費	2,784	2,698	(2) 一般補助金	—	562
修理サービス費	9,862	10,181	6. 特別損失	6,774	89,644
その他の費用	177,559	173,130	(1) 固定資産処分損	2,274	47,825
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,335)	(—)	(2) 固定資産圧縮損	4,500	40,600
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 673)	(3) 減損損失	—	1,219
購買事業総利益	564,701	552,852	税引前当期利益	348,920	252,822
(7) 販売事業収益	222,004	223,792	7. 法人税、住民税及び事業税	66,805	54,025
販売手数料	166,584	165,026	8. 法人税等調整額	20,087	2,346
その他の収益	55,420	58,765	法人税等合計	86,893	56,371
(8) 販売事業費用	68,864	71,999	当期剰余金	262,027	196,450
その他の費用	68,864	71,999	当期首繰越剰余金	124,571	122,921
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(599)	土地再評価差額金取崩額	5,653	70,399
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 232)	(—)	当期未処分剰余金	392,252	389,771
販売事業総利益	153,140	151,793			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	26 年 度	27 年 度	科 目	26 年 度	27 年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	348,920	252,823	その他の資産の純増減	△ 45,691	△ 194,893
減価償却費	163,223	175,643	その他の負債の純増減	26,804	43,059
減損損失	—	1,219	信用事業資金運用による収入	1,433,252	1,431,258
貸倒引当金の増加額	△ 23,397	△ 13,582	信用事業資金調達による支出	△ 116,253	△ 106,537
賞与引当金の増加額	△ 3,810	△ 3,840	共済貸付金利息による収入	800	984
退職給付引当金の増加額	△ 58,778	△ 99,724	共済借入金利息による支出	△ 800	△ 984
その他引当金等の増加額	5,118	5,354	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 25,556	△ 40,283
信用事業資金運用収益	△ 1,427,808	△ 1,426,388			
信用事業資金調達費用	110,254	114,949	小 計	△ 226,965	1,376,474
共済貸付金利息	△ 859	△ 874	雑利息及び出資配当金の受取額	75,466	75,416
共済借入金利息	859	874	法人税等の支払額	△ 83,806	△ 68,025
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 75,466	△ 75,416			
有価証券関係損益	264	△ 2,275	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 235,305	1,383,865
固定資産売却損益	2,258	47,825	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
その他固定資産関係損益	4,500	40,600	有価証券の取得による支出	△ 1,044,941	△ 611,337
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	499,830	202,966
貸出金の純増減	1,095,902	2,875,658	有価証券の償還による収入	818,327	1,000,094
預金の純増減	△ 2,900,000	△ 4,600,000	固定資産の取得による支出	△ 186,247	△ 368,475
貯金の純増減	1,712,548	2,666,540	固定資産の売却による収入	1,547	△ 486
信用事業借入金の純増減	△ 13,697	△ 11,622	外部出資の売却等による収入	165	—
その他の信用事業資産の純増減	△ 26,784	△ 17,200			
その他の信用事業負債の純増減	△ 390,686	454,472	投資活動によるキャッシュ・フロー	88,681	222,763
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
共済貸付金の純増減	△ 3,555	6,265	出資の増額による収入	126,065	124,900
共済借入金の純増減	3,526	△ 6,265	出資の払戻しによる支出	△ 85,998	△ 95,460
共済資金の純増減	△ 20,745	17,968	持分の譲渡による収入	2,226	7,114
未経過共済付加収入の純増減	△ 14,191	△ 15,127	持分の取得による支出	△ 7,114	△ 3,682
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資配当金の支払額	△ 51,283	△ 39,048
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 66,921	18,417			
経済受託債権の純増減	73,229	△ 179,273	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,104	△ 6,176
棚卸資産の純増減	63,403	24,307	4. 現金及び現金同等物の減少額	△ 162,727	1,600,451
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 40,291	△ 51,168	5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,539,878	2,377,151
経済受託債務の純増減	△ 16,534	43,709	6. 現金及び現金同等物の期末残高	2,377,151	3,977,602

4. 注 記 表

26年度	27年度
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	
(1) 資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む） (1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。 ・償却原価法（定額法） (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ① 時価のあるもの : 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 時価のないもの : 移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ○購買品 農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） ○その他の棚卸資産 製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれが多い金額を計上しています。 この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。	(1) 資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む） (1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。 ・償却原価法（定額法） (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ① 時価のあるもの : 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 時価のないもの : 移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ○購買品 農機具・自動車……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） 上記以外の購買品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） ○その他の棚卸資産 製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれが多い金額を計上しています。 この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

26年度	27年度
(4) リース取引の処理方法 ① 借手 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。 ② 貸手 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。 (5) 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。	(4) 収益及び費用の計上基準 ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。 (5) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理により行っています。 (6) 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,867,846千円（うち当期圧縮記帳額4,500千円）であり、その内訳は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>1,964,414千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）</td></tr> <tr> <td>機 械 及 び 装 置</td><td>1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）</td></tr> <tr> <td>その他の償却資産</td><td>49,254千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）</td></tr> <tr> <td>土 地</td><td>61,960千円（うち当期圧縮記帳額 4,500千円）</td></tr> </table> (2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、J A S T E M 端末機（信用窓口端末機）35セット、A T M（現金自動取引機）23台及び車両165台についてはリース契約により使用しています。 (3) 担保に供している資産 預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table> <tr> <td>金銭債権</td><td>— 千円</td></tr> <tr> <td>金銭債務</td><td>45,755千円</td></tr> </table> (5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table> <tr> <td>金銭債権</td><td>82,938千円</td></tr> <tr> <td>金銭債務</td><td>— 千円</td></tr> </table> (6) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,154千円、延滞債権額は175,526千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,000千円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は433千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。	建 物	1,964,414千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）	機 械 及 び 装 置	1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）	その他の償却資産	49,254千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）	土 地	61,960千円（うち当期圧縮記帳額 4,500千円）	金銭債権	— 千円	金銭債務	45,755千円	金銭債権	82,938千円	金銭債務	— 千円	(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,908,446千円（うち当期圧縮記帳額40,600千円）であり、その内訳は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>1,992,874千円（うち当期圧縮記帳額 28,460千円）</td></tr> <tr> <td>機 械 及 び 装 置</td><td>1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）</td></tr> <tr> <td>その他の償却資産</td><td>61,394千円（うち当期圧縮記帳額 12,140千円）</td></tr> <tr> <td>土 地</td><td>61,960千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）</td></tr> </table> (2) リース契約により使用する重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、J A S T E M 端末機（信用窓口端末機）35セット、A T M（現金自動取引機）23台及び車両175台についてはリース契約により使用しています。 (3) 担保に供している資産 預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。 (4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table> <tr> <td>金銭債権</td><td>— 千円</td></tr> <tr> <td>金銭債務</td><td>38,849千円</td></tr> </table> (5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table> <tr> <td>金銭債権</td><td>181,145千円</td></tr> <tr> <td>金銭債務</td><td>— 千円</td></tr> </table> (6) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は1,179千円、延滞債権額は154,714千円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,000千円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,074千円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。	建 物	1,992,874千円（うち当期圧縮記帳額 28,460千円）	機 械 及 び 装 置	1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）	その他の償却資産	61,394千円（うち当期圧縮記帳額 12,140千円）	土 地	61,960千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）	金銭債権	— 千円	金銭債務	38,849千円	金銭債権	181,145千円	金銭債務	— 千円
建 物	1,964,414千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）																																
機 械 及 び 装 置	1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）																																
その他の償却資産	49,254千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）																																
土 地	61,960千円（うち当期圧縮記帳額 4,500千円）																																
金銭債権	— 千円																																
金銭債務	45,755千円																																
金銭債権	82,938千円																																
金銭債務	— 千円																																
建 物	1,992,874千円（うち当期圧縮記帳額 28,460千円）																																
機 械 及 び 装 置	1,792,216千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）																																
その他の償却資産	61,394千円（うち当期圧縮記帳額 12,140千円）																																
土 地	61,960千円（うち当期圧縮記帳額はありませぬ）																																
金銭債権	— 千円																																
金銭債務	38,849千円																																
金銭債権	181,145千円																																
金銭債務	— 千円																																

26年度	27年度
破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は186,115千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は179,968千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
(7) 土地再評価の方法、差額等 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 - 再評価を行った年月日：平成13年2月28日 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」 - 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,807,115千円	(7) 土地再評価の方法、差額等 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 - 再評価を行った年月日：平成13年2月28日 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」 - 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,790,138千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額

うち事業取引高

うち事業取引以外の取引高

② 子会社等との取引による費用総額

うち事業取引高

うち事業取引以外の取引高

39,587千円

30,725千円

8,861千円

122,928千円

122,015千円

912千円

(2) 固定資産減損損失等

当事業年度において、減損を計上した固定資産はありませんでした。

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本的にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、J A全体の共用資産と認識しております。

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高

うち事業取引以外の取引高

② 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高

うち事業取引以外の取引高

38,914千円

29,113千円

9,800千円

123,550千円

122,163千円

1,386千円

(2) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
高岡市戸出町三丁目	賃貸	土地	旧本町支店
高岡市国吉	遊休	土地	国吉倉庫裏

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本的にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、J A全体の共用資産と認識しております。

旧本町支店については、支店の統廃合に伴って賃貸へ用途変更をしましたが、賃貸収入が低水準であることおよび土地価格が下落したことから帳簿価額を回収可能額まで減額しています。また、国吉倉庫裏については、将来の使用が見込まれない遊休資産としてグルーピングされていることから帳簿価格を回収可能額まで減額しています。その結果、当期減少額を減損損失（1,219千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、旧本町支店土地1,097千円、国吉倉庫裏121千円です。

なお、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、旧本町支店の時価は相続税路線価、国吉倉庫裏の時価は固定資産税評価額により算定しています。

4. 金融商品に関する注記	
(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金融債などの有価証券による運用を行っています。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金融債などの有価証券による運用を行っています。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評

26年度

価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びA L M委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,230千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	128,871,615	128,767,296	△ 104,319
有価証券			
その他有価証券	6,225,998	6,225,998	
貸出金	28,661,281		
貸倒引当金	△ 142,791		
貸倒引当金控除後	28,518,489	29,284,187	765,697
資 産 計	163,616,144	164,277,482	661,378
貯金	165,515,799	165,462,925	△ 52,873
負 債 計	165,515,799	165,462,925	△ 52,873

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金21,348千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

27年度

価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びA L M委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が31,432千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	135,016,655	135,004,642	△ 12,012
有価証券			
その他有価証券	5,651,373	5,651,373	
貸出金	25,803,416		
貸倒引当金	129,387		
貸倒引当金控除後	25,674,029	26,418,051	744,022
資 産 計	166,342,058	167,074,067	732,009
貯金	168,182,339	168,306,834	124,495
負 債 計	168,182,339	168,306,834	124,495

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金17,793千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

26年度

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,462,908

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	128,871,615	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	1,000,000	1,800,000	800,000	800,000	600,000	1,129,000
貸出金	4,580,656	1,789,670	1,713,607	1,996,707	1,823,281	16,751,975
合 計	134,452,272	3,589,670	2,513,607	2,796,707	2,423,281	17,880,975

※貸出金のうち、当座貸越472,039千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。
※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等5,381千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	127,466,541	17,053,652	19,120,502	1,034,213	678,853	162,035
合 計	127,466,541	17,053,652	19,120,502	1,034,213	678,853	162,035

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの
期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。
- (2) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	6,130,170	95,828
	国 債	729,549	36,762
	金融債	4,300,000	22,146
	社 債	1,100,620	36,920
合 計	6,130,170	6,225,998	95,828

上記の差額から繰延税金負債 26,448千円を差し引いた額 69,379千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

27年度

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,462,908

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	135,016,655	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	1,600,000	800,000	900,000	600,000	100,000	1,539,000
貸出金	2,604,499	1,810,501	2,080,410	1,897,682	1,549,165	15,843,363
合 計	139,221,155	2,610,501	2,980,410	2,497,682	1,649,165	17,382,363

※貸出金のうち、当座貸越453,455千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。
※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	125,332,686	19,481,766	21,816,552	797,977	510,268	243,087
合 計	125,332,686	19,481,766	21,816,552	797,977	510,268	243,087

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの
期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。
- (2) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	5,540,722	110,650
	国 債	539,713	39,879
	金融債	3,300,000	16,097
	社 債	1,701,008	54,674
合 計	5,540,722	5,651,373	110,650

上記の差額から繰延税金負債30,539千円を差し引いた額80,111千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

26年度				27年度			
(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券				(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券			
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。				当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損	種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
債 券	500,094	193	99	債 券	202,966	2,915	—
金融債	500,094	193	99	国 債	202,966	2,915	—
合 計	500,094	193	99	合 計	202,966	2,915	—

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,038,163千円
退職給付費用	81,107千円
退職給付の支払額	△ 72,184千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 67,701千円
期末における退職給付引当金	979,385千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,776,236千円
特定退職共済制度	△ 796,850千円
未積立退職給付債務	979,385千円
退職給付引当金	979,385千円

④ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債 券	81%
年金保険投資	16%
現金及び預金	3%
合 計	100%

⑤ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	81,107千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,533千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 391,036千円となっています。

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	979,385千円
退職給付費用	75,354千円
退職給付の支払額	△ 111,610千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 63,467千円
期末における退職給付引当金	879,661千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,670,076千円
特定退職共済制度	△ 790,414千円
未積立退職給付債務	879,661千円
退職給付引当金	879,661千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	75,354千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,436千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 376,257千円となっています。

26年度	27年度
------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	270,310千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	15,344千円
賞与引当金	22,997千円
J A バンク 支援積立金	22,922千円
資産除去債務	7,286千円
その他	15,313千円
繰延税金資産小計	354,175千円
評価性引当額	△ 56,252千円
繰延税金資産合計（A）	297,923千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	26,448千円
資産除去債務（固定資産増加分）	648千円
繰延税金負債合計（B）	27,097千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	270,826千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	29.3%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.9%
住民税均等割等	0.6%
事業分量配当	△ 3.4%
評価性引当額の増減	△ 0.9%
その他	△ 0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第4号）、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）及び「地方税法」（平成26年法律第11号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率のうち、翌事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、前事業年度の29.3%から27.6%に変更されました。

その結果、当期の損益に与える影響は軽微であります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	242,786千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	14,106千円
賞与引当金	21,818千円
J A バンク 支援積立金	23,373千円
資産除去債務	7,323千円
その他	16,176千円
繰延税金資産小計	325,584千円
評価性引当額	△ 56,907千円
繰延税金資産合計（A）	268,676千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	30,539千円
資産除去債務（固定資産増加分）	585千円
繰延税金負債合計（B）	31,125千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	237,551千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.8%
住民税均等割等	0.9%
事業分量配当	△ 5.7%
評価性引当額の増減	0.3%
その他	△ 1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3%

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	26年度	27年度
1. 当期末処分剰余金	392,252	389,771
(1)繰越剰余金	124,571	122,921
(2)当期剰余金	262,027	196,450
(3)土地再評価差額金取崩額	5,653	70,399
2. 剰余金処分数額	269,331	270,384
(1)利益準備金	60,000	40,000
(2)任意積立金	130,000	150,000
(うち施設整備等目的積立金)	(130,000)	(150,000)
(3)出資配当金	39,048	26,219
(うち普通出資に対する配当金)	(39,048)	(26,219)
(4)事業分量配当金	40,282	54,164
3. 繰越剰余金	122,921	119,387

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成26年度 1.5%

平成27年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

平成26年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.02%

②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、2円

③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、2%（消費税抜き）

④当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、50円（消費税抜き）

⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、10円（消費税抜き）

平成27年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.025%

②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、3円

③購買品供給高（肥料・農薬）に対し、3%（消費税抜き）

④当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、70円（消費税抜き）

⑤販売品受入高（米以外）1千円に対し、11円（消費税抜き）

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額	積立・取崩基準
施設整備等目的積立金	施設等の取得及び修繕のために必要な資金の準備	固定資産の期末帳簿価額の20/100	施設等の取得及び修繕が発生した場合の相当額
リスク管理目的積立金	有価証券運用のリスク負担、貸出金等不良債権の償却・引当と固定資産の減損や除去債務会計および新たな会計制度の変更に備え、自己資本比率の維持向上と経営の健全性の確保	有価証券、貸出金、経済等事業未収金、有形固定資産（償却累計額控除後）等の期末帳簿価額の30/1000	有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、買入金銭債権損、自己査定による貸出金等の償却・引当、固定資産減損の発生、固定資産除去債務の引当、新たな会計制度変更に伴う損失の発生した場合の当該相当額

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成26年度 20,000千円

平成27年度 20,000千円

6. 部門別損益計算書 (26年度)

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,848,853	1,502,007	789,340	2,124,114	2,425,811	7,580	
事業費用	②	3,888,081	250,301	27,973	1,666,178	1,898,263	45,364	
事業総利益 (① - ②)	③	2,960,772	1,251,705	761,366	457,935	527,548	△ 37,784	
事業管理費	④	2,707,137	875,849	512,077	503,769	589,264	226,176	
(うち減価償却費)	⑤	(158,285)	(17,023)	(8,163)	(94,719)	(33,134)	(5,244)	
(うち人件費)	⑥	(1,982,804)	(660,785)	(400,715)	(305,067)	(422,737)	(193,497)	
うち共通管理費	⑦		200,109	119,961	93,548	116,584	35,520	△565,724
(うち減価償却費)	⑧		(12,603)	(7,555)	(5,891)	(7,342)	(2,237)	(△ 35,631)
(うち人件費)	⑨		(33,448)	(20,051)	(15,636)	(19,486)	(5,937)	(△ 94,560)
事業利益 (③ - ④)	⑩	253,634	375,856	249,288	△ 45,833	△ 61,716	△263,960	
事業外収益	⑪	110,592	55,538	29,335	10,288	13,362	2,066	
うち共通分	⑫		11,643	6,979	5,442	6,783	2,066	△ 32,916
事業外費用	⑬	8,548	3,012	1,788	1,480	1,737	529	
うち共通分	⑭		2,982	1,788	1,394	1,737	529	△ 8,432
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)	⑮	355,678	428,382	276,836	△ 37,025	△ 50,091	△262,422	
特別利益	⑯	16	5	3	2	3	1	
うち共通分	⑰		5	3	2	3	1	△ 16
特別損失	⑱	6,774	2,396	1,436	1,120	1,396	425	
うち共通分	⑲		2,396	1,436	1,120	1,396	425	△ 6,774
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)	⑳	348,920	425,991	275,403	△ 38,143	△ 51,484	△262,847	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 98,887	△ 59,252	△ 46,585	△ 58,121	262,847	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑ + ㉒)	㉒	348,920	327,104	216,150	△ 84,729	△109,605		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。
- (2) 営農指導事業
事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	35.37	21.20	16.54	20.61	6.28	100.00
営農指導事業	37.62	22.54	17.73	22.11		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	179,434,262	170,718,924	1,288,057	2,797,613	1,295,099	40,461	3,294,105
総資産(共通資産配賦後)	179,434,262	171,884,123	1,986,571	3,342,326	1,973,949	247,290	
(うち固定資産)	(4,896,378)	(907,980)	(550,472)	(1,950,174)	(1,287,584)	(200,167)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

- (1) 事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。
- (2) 配賦割合 ((1) の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	35.37	21.20	16.54	20.61	6.28	100.00

(27年度)

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,460,651	1,499,028	794,808	2,077,715	2,085,374	3,724	
事業費用	②	3,542,397	272,207	30,298	1,630,595	1,563,203	46,092	
事業総利益 (① - ②)	③	2,918,254	1,226,821	764,510	447,120	522,170	△ 42,368	
事業管理費	④	2,667,698	935,297	499,343	498,286	541,712	193,059	
(うち減価償却費)	⑤	(168,855)	(17,831)	(8,022)	(105,116)	(33,050)	(4,834)	
(うち人件費)	⑥	(1,943,412)	(648,744)	(399,461)	(311,522)	(418,936)	(164,747)	
うち共通管理費	⑦		220,716	129,762	101,723	122,346	33,381	△ 607,931
(うち減価償却費)	⑧		(12,70)	(7,467)	(5,853)	(7,040)	(1,920)	(△ 34,983)
(うち人件費)	⑨		(53,251)	(31,307)	(24,542)	(29,518)	(8,053)	(△ 146,674)
事業利益 (③ - ④)	⑩	250,555	291,523	265,167	△ 51,166	△ 19,541	△ 235,427	
事業外収益	⑪	109,406	55,900	29,501	9,392	12,774	1,838	
うち共通分	⑫		12,153	7,145	5,601	6,736	1,838	△ 33,474
事業外費用	⑬	18,056	5,002	2,930	6,596	2,773	754	
うち共通分	⑭		4,985	2,930	2,297	2,763	754	△ 13,731
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)	⑮	341,905	342,421	291,737	△ 48,370	△ 9,539	△ 234,343	
特別利益	⑯	562	204	119	94	113	30	
うち共通分	⑰		204	119	94	113	30	△ 562
特別損失	⑱	89,644	32,546	19,134	14,999	18,041	4,922	
うち共通分	⑲		32,546	19,134	14,999	18,041	4,922	△ 89,644
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)	⑳	252,822	310,079	272,722	△ 63,275	△ 27,467	△ 239,235	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 91,707	△ 53,828	△ 42,537	△ 51,162	239,235	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑ + ㉒)	㉒	252,822	218,371	218,894	△ 105,813	△ 78,629		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

(2) 営農指導事業

事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.31	21.34	16.73	20.13	5.49	100.00
営農指導事業	38.33	22.50	17.78	21.39		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	182,605,788	174,201,925	1,704,552	2,798,204	1,597,672	33,857	2,269,576
総資産(共通資産配賦後)	182,605,788	175,025,922	2,188,991	3,177,965	2,054,427	158,481	
(うち固定資産)	(5,000,050)	(1,209,625)	(724,391)	(1,608,576)	(1,348,838)	(108,618)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

(2) 配賦割合 ((1) の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	36.31	21.34	16.73	20.13	5.49	100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成28年5月9日

高岡市農業協同組合

代表理事組合長

萩原 清



Ⅱ 損益の状況

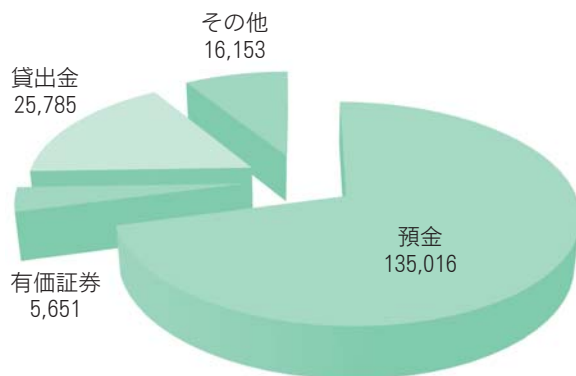
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

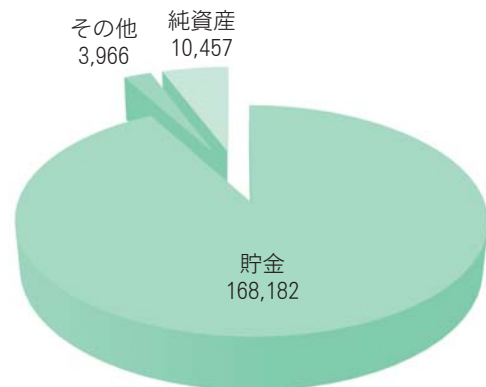
項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
経 常 収 益	7,249	7,168	7,266	6,848	6,460
信 用 事 業 収 益	1,684	1,560	1,515	1,502	1,499
共 済 事 業 収 益	824	810	834	789	794
農 業 関 連 事 業 収 益	2,029	2,072	2,199	2,124	2,077
生 活 そ の 他 事 業 収 益	2,704	2,715	2,707	2,425	2,085
経 常 利 益	355	312	386	355	341
当 期 剰 余 金	205	223	293	262	196
出 資 金	2,529	2,561	2,586	2,627	2,656
(出 資 口 数)	2,529,264	2,561,367	2,586,994	2,627,061	2,656,501
純 資 産 額	9,675	9,845	10,069	10,296	10,457
総 資 産 額	174,449	178,149	178,043	179,434	182,605
貯 金 等 残 高	160,171	163,811	163,803	165,515	168,182
貸 出 金 残 高	29,427	29,065	29,757	28,661	25,785
有 価 証 券 残 高	9,638	8,532	6,489	6,225	5,651
剰 余 金 配 当 金 額	78	77	76	79	80
出 資 配 当 額	50	50	51	39	26
事 業 利 用 分 量 配 当 額	28	26	25	40	54
職 員 数	413	409	412	408	408
単 体 自 己 資 本 比 率	16.82	16.66	17.24	17.66	16.09

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 職員数は常備人を含んでいます。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成25年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

運用状況 運用合計 182,605 (単位：百万円)



調達状況 調達合計 182,605 (単位：百万円)



2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	26年度	27年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,317	1,310	△ 7
役 務 取 引 等 収 支	34	32	△ 2
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 100	△ 116	△ 16
信 用 事 業 粗 利 益	1,251	1,226	△ 25
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.762	0.742	△ 0.020
事 業 粗 利 益	2,960	2,918	△ 42
(事 業 粗 利 益 率)	1.653	1.617	△ 0.037

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝（その他事業収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）
4. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
5. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	26年度			27年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	163,600	1,330	0.813	164,613	1,305	0.793
う ち 預 金	129,325	826	0.639	132,212	846	0.640
う ち 有 価 証 券	6,360	45	0.719	6,052	41	0.690
う ち 貸 出 金	27,914	458	1.642	26,349	416	1.581
資 金 調 達 勘 定	165,511	109	0.066	166,788	114	0.068
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	165,478	108	0.065	166,767	113	0.068
う ち 借 入 金	33	0	2.502	20	0	2.508
総 資 金 利 ざ や	—		0.339	—		0.296

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	26年度増減額	27年度増減額
受 取 利 息	△ 40	△ 25
う ち 預 金	19	20
う ち 有 価 証 券	△ 19	△ 4
う ち 貸 出 金	△ 40	△ 41
支 払 利 息	1	4
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	2	5
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 入 金	△ 0	△ 0
差 引	△ 42	△ 30

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	26年度		27年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	42,366	25.6	43,958	26.3	1,591
定期性貯金	122,992	74.3	122,706	73.6	△ 285
その他の貯金	118	0.1	102	0.1	△ 16
計	165,478	100.0	166,767	100.0	1,289
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	165,478	100.0	166,767	100.0	1,289

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	26年度		27年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	114,765	100.0	116,306	100.0	1,540
うち固定金利定期	114,688	99.9	116,234	99.9	1,546
うち変動金利定期	77	0.1	71	0.1	△ 5

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	26年度	27年度	増減
手形貸付	137	106	△ 30
証書貸付	27,274	25,774	△ 1,499
当座貸越	502	468	△ 34
割引手形	—	—	—
合 計	27,914	26,349	△ 1,564

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	26年度		27年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	21,766	75.9	19,419	75.3	△ 2,346
変動金利貸出	6,422	22.4	5,912	22.9	△ 510
その他	472	1.7	453	1.8	△ 18
合 計	28,661	100.0	25,785	100.0	△ 2,875

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	26年度	27年度	増減
貯金・定期積金等	903	889	△ 13
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,296	1,092	△ 204
その他担保物	2,644	2,474	△ 169
小計	4,844	4,455	△ 388
農業信用基金協会保証	12,315	12,181	△ 133
その他保証	45	43	△ 1
小計	12,361	12,225	△ 135
信用	11,455	9,104	△ 2,351
合計	28,661	25,785	△ 2,875

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	26年度		27年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	25,585	89.3	22,704	88.1	△ 2,881
運転資金	3,075	10.7	3,081	11.9	5
合計	28,661	100.0	25,785	100.0	△ 2,875

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	26年度		27年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	648	2.3	734	2.8	85
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	160	0.5	197	0.8	37
鉱業	0	0.0	0	0.0	△ 0
建設・不動産業	1,071	3.7	1,052	4.1	△ 18
電気・ガス・熱供給水道業	2	0.0	35	0.1	33
運輸・通信業	83	0.3	81	0.3	△ 1
金融・保険業	2,436	8.5	2,437	9.5	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	479	1.7	527	2.0	48
地方公共団体	7,964	27.8	5,663	22.0	△ 2,300
非営利法人	—	—	—	—	—
その他	15,813	55.2	15,054	58.4	△ 759
合計	28,661	100.0	25,785	100.0	△ 2,875

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	26年度	27年度	増 減
農 業	500	488	△ 12
穀 作	242	244	1
野 菜 ・ 園 芸	10	11	1
果 樹 ・ 樹 園 農 業	0	—	△ 0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	248	232	△ 16
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	500	488	△ 12

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	26年度	27年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	447	420	△ 26
農 業 制 度 資 金	52	67	14
農 業 近 代 化 資 金	23	49	26
そ の 他 制 度 資 金	29	17	△ 11
合 計	500	488	△ 12

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	26年度	27年度	増減
破 綻 先 債 権 額	2	1	△ 0
延 滞 債 権 額	175	154	△ 20
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	8	8	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	0	16	15
合 計	186	179	△ 6

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3 ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	80	33	13	33	80
危 険 債 権	76	36	27	12	76
要 管 理 債 権	24	24	—	—	24
小 計	180	93	41	45	180
正 常 債 権	25,688				
合 計	25,869				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3 ヶ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象：貸出金)
破綻先	1	破産更生債権及び これらに準ずる債権 80	破綻先債権 1
実質破綻先	87		延滞債権 154
破綻懸念先	76	危険債権 76	
要注意先	要管理先 24	要管理債権 24	3ヵ月以上延滞債権 8
	その他要注意先 362		貸出条件緩和債権 16
正常先	20,854	正常債権 25,688	
その他	5,688		

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	26年度					27年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	100	96	—	100	96	96	87	—	96	87
個別貸倒引当金	75	55	0	75	55	55	51	0	55	51
合 計	175	151	0	175	152	152	138	0	152	138

(注) 期中減少額「目的使用」は貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	26年度	27年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		26年度		27年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	27,055	180,785	27,415	183,822
	金 額	52,461	69,297	40,830	62,523
代 金 取 立 為 替	件 数	8	11	12	3
	金 額	14	21	6	0
雑 為 替	件 数	5,547	2,522	5,146	2,234
	金 額	8,267	390	8,014	606
合 計	件 数	32,610	183,318	32,573	186,059
	金 額	60,743	69,709	48,851	63,130

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	26年度	27年度	増減
国 債	735	621	△ 113
金 融 債	4,560	4,021	△ 539
社 債	1,065	1,409	344
合 計	6,360	6,052	△ 308

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定めのないもの	合 計
26年度								
国 債	—	204	—	322	239	—	—	766
金 融 債	1,003	2,212	1,105	—	—	—	—	4,322
社 債	—	206	309	307	314	—	—	1,137
27年度								
国 債	—	—	—	340	239	—	—	579
金 融 債	1,603	1,409	302	—	—	—	—	3,316
社 債	—	305	410	517	522	—	—	1,755

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保 有 区 分	26年度			27年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	6,130	6,225	95	5,540	5,651	110
合 計	6,130	6,225	95	5,540	5,651	110

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券は保有しておりません。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		26年度		27年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命 総合 共済	終身共済	9,490	147,863	7,490	141,838
	定期生命共済	—	298	5	284
	養老生命共済	2,838	56,146	2,106	51,555
	うちこども共済	581	14,824	560	14,811
	医療共済	219	1,799	102	1,744
	がん共済	—	88	—	83
	定期医療共済	—	354	—	319
	介護共済	165	271	209	480
	年金共済	—	239	—	217
建物更生共済		13,857	251,893	14,273	249,650
合 計		26,570	458,954	24,186	446,173

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		26年度		27年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療系共済	医療共済	6	27	6	33
	がん共済	0	2	0	2
	定期医療共済	0	1	0	1
	合 計	6	31	6	37

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		26年度		27年度			
		新契約高	保有高	新契約高	保有高		
介	護	共	済	321	491	453	928

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類		26年度		27年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金共済	年金開始前	239	2,705	252	2,715
	年金開始後	—	1,541	—	1,566
	合 計	239	4,246	252	4,282

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類		26年度		27年度	
		金額	掛金	金額	掛金
短期共済	火災共済	53,560	46	54,038	45
	自動車共済		538		517
	傷害共済	49,455	6	55,037	6
	賠償責任共済		0		0
	自賠責共済		38		39
	合 計		631		610

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種	類	26年度	27年度
生産資材	肥料	447	397
	農薬	331	316
	飼料	5	5
	生産雑資材	169	148
	計	954	867
生活資材	米	191	183
	食料品	73	71
	酒・塩・タバコ	32	29
	衣料品・その他	5	3
	日用品	74	79
	家具・仏壇	53	39
	冠婚・葬祭	67	65
	住宅	67	42
	計	565	513
機械類	農業機械	440	489
	自動車	337	342
	計	778	832
油ガス類	石油類	912	654
	ガス類	214	193
	計	1,126	848
合	計	3,424	3,061

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種	類	26年度	27年度
農産物	米	2,078	2,145
	麦	50	42
	豆類・雑穀	88	124
	野菜	568	579
	果実	0	0
	花卉・花木	46	56
	その他	0	0
畜産物		103	101
合	計	2,937	3,049

4. 指導事業

(単位：百万円)

項	目	26年度	27年度
収入	賦課金	—	—
	指導事業補助金	2	2
	実費収入	11	8
	計	14	10
支出	営農改善費	42	42
	生活文化事業費	11	11
	教育情報費	24	22
	計	78	77

5. 福祉・介護保険事業

(単位：百万円)

項	目	26年度	27年度
	訪問介護	42	30
	居宅介護支援	25	26
	デイサービス	65	71
	認知デイ	40	36
	小規模多機能	74	71
	介護予防	0	1
合	計	249	237

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	26年度	27年度	増 減
総資産経常利益率	0.199	0.189	△ 0.009
資本経常利益率	3.566	3.338	△ 0.228
総資産当期純利益率	0.146	0.109	△ 0.037
資本当期純利益率	2.627	1.918	△ 0.709

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		26年度	27年度	増 減	
貯貸率	期 末	17.32	15.33	△	1.98
	期 中 平 均	16.87	15.80	△	1.07
貯証率	期 末	3.76	3.36	△	0.40
	期 中 平 均	3.84	3.63	△	0.21

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	26年度		27年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,685		8,905	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,640		2,669	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	6,131		6,319	
うち、外部流出予定額 (△)	79		80	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7		△ 3	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	96		87	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	96		87	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	975		838	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,758		9,831	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—	3	13
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—	3	13
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—	3	—
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,758		9,828	

(単位：百万円、%)

項	目	26年度		27年度	
			経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
リスク・アセット等 (3)					
信用リスク・アセットの額の合計額		49,158		55,054	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△11,665		△ 7,137	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		－		13	
うち、繰延税金資産		－		－	
うち、前払年金費用		－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△13,834		△ 9,222	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		2,168		2,071	
うち、上記以外に該当するものの額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		6,086		6,024	
信用リスク・アセット調整額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－		－	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		55,244		61,078	
自己資本比率					
自己資本比率 ((ハ) / (二))		17.66		16.09	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	26年度			27年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
我が国の中央政府及び中央銀行向け	732	—	—	541	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,991	—	—	5,686	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	133,394	26,678	1,067	138,639	27,727	1,109
法人等向け	1,282	800	32	1,788	1,020	40
中小企業等向け及び個人向け	1,471	527	21	1,311	455	18
抵当権付住宅ローン	2,324	785	31	1,974	667	26
不動産取得等事業向け	124	121	4	115	114	4
三月以上延滞等	11	4	0	16	7	0
信用保証協会等保証付	12,318	1,198	47	12,184	1,182	47
共済約款貸付	34	—	—	28	—	—
出資等	719	719	28	719	719	28
他の金融機関等の対象資本調達手段	9,222	23,057	922	9,222	23,057	922
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (いわゆるファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの	—	△ 11,665	△ 466	—	△ 7,137	△ 285
上記以外	7,694	6,929	277	8,077	7,239	289
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	177,322	49,158	1,966	180,307	55,054	2,202
C V A リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額合計	177,322	49,158	1,966	180,307	55,054	2,202
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク 相当額を 8 % で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク 相当額を 8 % で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	6,086		243	6,024		240
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	55,244		2,209	61,078		2,443

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものの該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- < オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポートジャー (長期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポートジャー (短期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（単位：百万円）

		26年度				27年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー
			う　　ち 貸出金等	う　　ち 債　　券			う　　ち 貸出金等	う　　ち 債　　券	
法人	農　　　業	259	249	—	—	253	243	—	—
	林　　　業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水　　　産　業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製　　　造　業	100	—	100	—	200	—	200	—
	鉱　　　業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	323	122	200	—	462	162	300	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	301	—	300	—	401	—	401	—
	運　輸　・　通　信　業	223	11	201	—	322	8	302	—
	金　融　・　保　險　業	142,798	2,479	4,504	—	148,041	2,479	3,603	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	653	326	100	—	695	267	200	—
	日本国政府・地方公共団体	8,724	7,991	732	—	6,228	5,686	541	—
	上　記　以　外	323	9	—	2	324	9	—	4
個　　人		17,617	17,580	—	9	17,060	17,028	—	11
そ　の　他		5,997	—	—	—	6,317	—	—	—
業　種　別　残　高　計		177,322	28,771	6,140	11	180,307	25,886	5,551	16
1　年　以　下		132,372	2,481	1,000		137,129	491	1,602	
1　年　超　3　年　以　下		3,111	506	2,605		2,705	1,001	1,703	
3　年　超　5　年　以　下		3,250	1,848	1,401		2,287	1,585	701	
5　年　超　7　年　以　下		1,796	1,193	602		2,750	1,931	819	
7　年　超　10　年　以　下		7,267	6,737	530		7,090	6,366	724	
10　年　超		15,654	15,654	—		13,891	13,891	—	
期限の定めのないもの		13,870	350	—		14,453	618	—	
残　存　期　間　別　合　計		177,322	28,771	6,140		180,307	25,886	5,551	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものを除く）及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
6. 前年度数値との乖離は、「⑦主要な農業関係の貸出金残高」の開示に伴い、平成22年3月末に顧客データの業種コード（その他（未設定）から該当業種へ）の修正を行ったことによるものです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	26年度					27年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	100	96	—	100	96	96	87	—	96	87
個 別 貸 倒 引 当 金	75	55	0	75	55	55	51	0	55	51

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		26年度						27年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却	
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額			期末 残高
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4	3	0	3	3	—	3	2	—	3	2	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	0	2	—	0	2	—	2	5	—	2	5	—
個 人		71	49	—	71	49	—	49	43	0	49	43	—
業 種 別 計		75	55	0	75	55	—	55	51	0	55	51	—

- (注) 1. 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。
3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		26年度			27年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	10,639	10,639	—	8,179	8,179
	リスク・ウェイト 2%				—	—	—
	リスク・ウェイト 4%				—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	11,989	11,989	—	11,828	11,828
	リスク・ウェイト 20%	—	133,452	133,452	100	138,693	138,794
	リスク・ウェイト 35%	—	2,251	2,251	—	1,909	1,909
	リスク・ウェイト 50%	903	6	909	1,305	11	1,316
	リスク・ウェイト 75%	—	733	733	—	632	632
	リスク・ウェイト 100%	—	19,513	19,513	—	10,503	10,503
	リスク・ウェイト 150%	—	0	0	—	9,228	9,228
	リスク・ウェイト 200%				—	—	—
	リスク・ウェイト 250%				—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—
	計	903	178,587	179,490	1,405	180,987	182,392

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものを除く）及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	26年度		27年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	27	—	27	—
中小企業等向け及び個人向け	61	38	62	36
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	60	0	95	0
合 計	149	38	185	36

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

			26年度		27年度	
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場		—	—	—	—
非	上	場	7,462	7,462	7,462	7,462
合		計	7,462	7,462	7,462	7,462

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

26年度			27年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

26年度		27年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に 2 % 変動した時（ただし 0 % を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。

- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50 % 相当額のうち、最小の額を上限とし、0 ～ 5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。

- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとに A L M 委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	26年度	27年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	0	0

Ⅵ自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自 己 資 本 比 率	自己資本の額／(信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額÷８％)によって算出した比率。国内基準を採用する金融機関では４％以上が必要とされていますが、ＪＡバンクでは自主的な取り決めにより８％以上が必要とされています。
自 己 資 本 の 額	コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目（経過措置適用後）によって算出した額。
コア資本に係る基礎項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
コア資本に係る調整項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、無形固定資産、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポートジャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことで、
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所 要 自 己 資 本 額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことで、国内基準では各リスク・アセットに４％を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク （ 相 当 額 ）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基 礎 的 手 法	新ＢＩＳ規制で導入されたオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。１年間の粗利益に０.１５を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。１年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	住宅ローンのうち、抵当権が第１順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コ ミ ッ ト メ ン ト	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことで、
店 頭 デ リ バ テ ィ ブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことで、
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー 方 式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことで、
プロテクションの購入 及 び 提 供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信 用 リ ス ク 削 減 手 法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新ＢＩＳ規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想 定 元 本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことで、
再 構 築 コ ス ト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし０を下回らない）をいいます。
派 生 商 品 取 引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オ リ ジ ネ ー タ ー	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つＩ／Ｏ ス ト リ ッ プ ス	信用補完機能を持つＩ／Ｏ ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金 利 シ ョ ッ ク	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイント の 平 行 移 動	金利リスクの算出において、市場金利が一律２％（０.０１％が１ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことで、
１ パ ー セ ン タ イ ル 値 ・ 99 パ ー セ ン タ イ ル 値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の１年前との変化幅のデータを最低５年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の１％目もしくは99％目の値を変化幅として使用する方法的なことで、
ア ウ ト ラ イ ヤ ー 基 準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20％を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開 示 項 目

<概況及び組織に関する事項>

- ◆ 業務の運営の組織……………22
- ◆ 理事及び監事の氏名及び役職名……………21
- ◆ 事務所の名称及び所在地……………67～68
- ◆ 特定信用事業代理業者に関する事項……………21

<主要な業務の内容>

- ◆ 主要な業務の内容……………23～29

<主要な業務に関する事項>

- ◆ 直近の事業年度における事業の概況……………5～6
- ◆ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……………44
 - ・経常利益……………44
 - ・当期剰余金……………44
 - ・出資金及び出資口数……………44
 - ・純資産額……………44
 - ・総資産額……………44
 - ・貯金等残高……………44
 - ・貸出金残高……………44
 - ・有価証券残高……………44
 - ・単体自己資本比率……………44
 - ・剰余金の配当の金額……………44
 - ・職員数……………44
- ◆ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - 主要な業務の状況を示す指標
 - ・事業粗利益及び事業粗利益率……………45
 - ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支……………45
 - ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………45
 - ・受取利息及び支払利息の増減……………45
 - ・総資産経常利益率及び資本経常利益率……………55
 - ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………55
 - 貯金に関する指標
 - ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高……………46
 - ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高……………46

○ 貸出金等に関する指標

- ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………46
- ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………46
- ・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……………47
- ・使途別の貸出金残高……………47
- ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………47
- ・主要な農業関係の貸出実績……………48
- ・貯貸率の期末値及び期中平均値……………55

○ 有価証券に関する指標

- ・商品有価証券の種類別の平均残高……………51
- ・有価証券の種類別の残存期間別の残高……………52
- ・有価証券の種類別の平均残高……………51
- ・貯証率の期末値及び期中平均残高……………55

<業務の運営に関する事項>

- ◆ リスク管理の体制……………11～13
- ◆ 法令遵守の体制……………13～14
- ◆ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………14～15

<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>

- ◆ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………30～40
- ◆ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ・破綻先債権に該当する貸出金……………49
 - ・延滞債権に該当する貸出金……………49
 - ・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金……………49
 - ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金……………49
- ◆ 自己資本の充実の状況……………56～64
- ◆ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ・有価証券……………52
 - ・金銭の信託……………52
 - ・デリバティブ取引……………52
 - ・金融等デリバティブ取引……………52
 - ・有価証券関連店頭デリバティブ取引……………52
- ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………51
- ◆ 貸出金償却の額……………51

◆ 店舗等のご案内

(平成28年 4 月 1 日現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本 店	高岡市あわら町 1 番 1 号	26-7411	1 台
支 店	西 部 支 店	高岡市美幸町二丁目 6 番24号	21-0230
	佐 野 支 店	高岡市佐野1418番地	23-0522
	高 岡 病 院 支 店	高岡市永楽町 5 番10号	25-6183
	二 塚 支 店	高岡市二塚970番地	22-5115
	東 部 支 店	高岡市駅南三丁目 1 番15号	21-1458
	野 村 支 店	高岡市野村254番地	23-1385
	北 部 支 店	高岡市大坪町三丁目11番 9 号	22-1270
	二 上 支 店	高岡市守護町二丁目 1 番 8 号	22-1490
	守 山 支 店	高岡市守山字古田181番地	22-0147
	国 吉 支 店	高岡市佐加野1576番地	22-1945
	福 田 支 店	高岡市上北島405番地	21-1425
	小 勢 支 店	高岡市小竹118番地	31-0035
	立 野 支 店	高岡市立野字西堂島3240番地	31-0005
	石 堤 支 店	高岡市麻生谷346番地	31-2011
	能 町 支 店	高岡市能町1518番地	22-2709
	太 田 支 店	高岡市太田3380番地	44-0826
	牧 野 支 店	高岡市中曾根785番地	82-4146
	東 五 位 支 店	高岡市内島3044番地	31-0959
	伏 木 支 店	高岡市伏木古国府 1 番24号	44-1288
	中 田 支 店	高岡市下麻生1017番地の 1	36-0028
	戸 出 支 店	高岡市戸出町二丁目 1 番30号	63-1121
	是 戸 支 店	高岡市戸出光明寺153番地 1	63-0042
	醍 醐 支 店	高岡市醍醐1061番地 1	63-0125
	北 般 若 支 店	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
事業所	営 農 セ ン タ ー	高岡市西藤平蔵226番地 1	63-7331
	中 田 農 業 振 興 セ ン タ ー	高岡市滝38番地	36-0022
	農 機 セ ン タ ー	高岡市戸出伊勢領2521番地	63-3030
	資 材 セ ン タ ー 佐 野	高岡市佐野1416番地	27-8601
	資 材 セ ン タ ー 国 吉	高岡市国吉1155番地	31-8005
	資 材 セ ン タ ー 戸 出	高岡市戸出町二丁目 1 番30号	63-5555
	生 活 セ ン タ ー	高岡市佐野新町1420番地 1	27-8890
	自 動 車 セ ン タ ー	高岡市四屋745番地 1	23-5337
	燃 料 セ ン タ ー	高岡市戸出伊勢領2525番地 1	63-7700
	四 屋 給 油 所	高岡市四屋721番地	22-7634
	カ ー ポ ー ト 中 田	高岡市下麻生1017番地	36-0195
	戸 出 給 油 所	高岡市戸出伊勢領2525番地 1	63-3031
	福祉事業センター（もえぎの里）	高岡市二塚339番地 2	26-7470

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
施 設	南条カントリーエレベーター	高岡市蔵野町314番地	31-4321
	国吉カントリーエレベーター	高岡市頭川100番地	27-3077
	中田カントリーエレベーター	高岡市滝63番地	36-0044
	戸出カントリーエレベーター	高岡市戸出竹72番地 1	63-6934
	二塚 粳 一 時 貯 留 施 設	高岡市二塚339番地	24-5689
	醍醐菜種乾燥調製施設	高岡市醍醐1061番地 1	63-6314
	堆 肥 セ ン タ ー	高岡市頭川120番地 1	27-3072
	味噌・菜種加工施設	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
	あぐりっち佐野店	高岡市佐野1416番地	22-0230
	あぐりっち戸出店	高岡市戸出吉住663番地	63-0107
	あぐりっち中田店	高岡市下麻生1271番地 2	
	あぐりっち矢田店	高岡市伏木矢田 4 番26号	44-6504 1 台
	あぐりっちアグリピア店	高岡市戸出市野瀬420番地	63-1422
	南条育苗センター	高岡市蔵野町314番地	
	野菜集荷場	高岡市佐野1416番地	
	南条穀物乾燥調製施設	高岡市蔵野町314番地	
	太田甘藷貯蔵庫	高岡市太田3380番地	
	二塚女性センター	高岡市二塚970番地	
	東部女性センター	高岡市駅南三丁目 1 番15号	
子会社	㈱JA高岡キャリライン 本 店	高岡市あわら町 1 番 1 号	26-7411
	佐野営業所	高岡市佐野1416番地	27-8601
	戸出営業所	高岡市戸出町二丁目 1 番30号	63-5555
	㈱JAアグリサポート高岡 本 店	高岡市あわら町 1 番 1 号	26-7411
	中田事業所	高岡市下麻生1017番地の 1	36-0036

(店舗外CD・ATM設置台数4台 中田農業振興センター、旧野村北支店、あぐりっち矢田店、旧六丁目支店)
(共同設置CD・ATM 市役所・市民病院に各1台、イオン高岡に2台)



J A高岡2016

平成28年6月発行

発行 高岡市農業協同組合

〒933-8502 富山県高岡市あわら町1番1号

電話:0766-26-7411